

船橋市 農委だより

令和7年
(2025年)

8/1

第110号
年2回発行

発行 船橋市農業委員会
編集 農委だより編集委員会

〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号
TEL 047 (436) 2745
URL <https://www.city.funabashi.lg.jp> (船橋市役所)
e-mail nogyo@city.funabashi.lg.jp

FUNABASHISHI NOUIDAYORI



今回の「がんばる！農家訪問」では、家族経営で梨と稲の栽培を行っている金堀町の鈴木明道さん（左）、4年前から就農した勝見智嗣さん（右）、そして明道さんの父親である正さんにお話しを伺いました。正さんを中心に3人のチームワークで、農業をとことんこだわり、地域に広く貢献する姿をお届けします！



農園の利益だけでなく、 「農業全体の発展をみすえて 挑戦的な姿勢を忘れずに」を 心がけています。

鈴果園 3代目当主

すずき あきみち
鈴木 明道さん (金堀町)



夏の暑さにも負けない3人の笑顔と
エネルギーに、元気をもらえるインタ
ビューでした



鈴果園HP▶

今回訪問した「鈴果園」は、3代目当主の鈴木明道さんが梨の生産を行い、父親の正さんと、明道さんの義理の兄弟である勝見智嗣さんが一緒に米の生産を担当しています。

明道さんは東京農大を卒業後、家業の梨栽培を継ぎました。

経営においては、化学肥料・化学合成農薬の使用を減らす取り組みであるエコファーマー認証・認定を取得し、販売においては、幸水・豊水・新高の主要品種は地域の共同出荷であるJAいちかわ船橋梨選果場に出荷する一方で、一般的な直売所を設置せず「直売所のない梨園」として、主要品種以外の珍しい梨は通販・郵送による販売方式をとっております。

通信販売をしている梨の品種は、市場流通の少ない「希少な梨のみ」に限定されており、8月上旬から出荷の「凛夏」に始まり「秋麗」「甘太」「秋満月」「王秋」と10月頃まで続きます。また、「ジョイント仕立て」という栽培方法を取り入れて、同じ方向に梨の実をつけることにより、効率的な収穫につながる梨の生産に取り組むことで、作業時間を短縮させ、その分、手間暇かけて一つひとつ、丁寧に栽培するよう取り組んでいます。

また、農業について学びたいという近隣の大学生をボランティアとして受け入れており、将来の新規就農の手助けになれば良いと考えているそうです。

次に正さん、勝見さんに稲作についてお話を伺いました。

作付け品種は「コシヒカリ」と、千葉県が開発した2020年デビューの新品種「粒すけ」です。「鈴果園」では船橋産の米を市内83校の小中学校、特別支援学校に年2回提供しています。正さんの元には市内の学校に通う子ども達からお礼の手紙が届いており、そこには「鈴木さん、おいしいお米ありがとうございます。モチモチとした食感でとても美味しかったです。」等の感想が記されておりました。ほかにも、豊富小学校の5年生の農業体験を受け入れており、田植えから草取り、稲の収穫までを行っています。

正さんに農業を継続していくにあたっての問題点等を伺ったところ、耕作放棄地が多くみられることを挙げていただきました。耕作放棄された農地を戻すには相当な苦勞と時間がかかるだけでなく、病害虫の温床となっており、周辺の農地にも影響が及びます。現在、そして将来も地域で健全な農業を営んでいくには、一刻も早い耕作放棄地の解消が必要だと語っておりました。



コロナ禍以降、毎年6月に行われる豊富小学校での田植えの授業は、今年で5回目を迎えました

最後に明道さんと勝見さんの2人に緑がまぶしい田んぼを案内して頂き、「コシヒカリ」と「粒すけ」の発育や収量の違い、最近増えてきた外来種の雑草（ナガエツルノゲイトウ）の繁殖力の強いことに大変困っている話などを伺いました。

粒すけはコシヒカリよりも緑が濃く、茎が短く倒れにくいことから栽培しやすいだけでなく、その姿は自分も元気をもらえると勝見さんは笑顔で語ってくださいました。

順調に育っている稲の様子を見ながら、明るく楽しそうに農業について語る2人の姿を拝見して、船橋の農業の将来に明るい希望を見出したような気がしました。

編集委員：穴倉 由紀雄、神山 茂樹

農業モニター・農業委員・農地利用最適化推進委員・JA等が集い、積極的な意見交換会が開催されました。

令和6年度の農業モニター、農業委員、農地利用最適化推進委員、JA等の意見交換会が令和7年2月28日に行われました。

今回の参加者は、農家の代表である農業モニター5名、農業委員4名、農地利用最適化推進委員3名、JA職員2名でした。また、今回はアドバイザーとして日本プロ農業総合支援機構・農業経営アドバイザーの高橋大樹氏からも意見や助言をいただきました。

テーマは、「農業経営における後継者（人材）不足の中で生じている課題や問題点について話し合うとともに解決策を検討する」とし、それぞれの立場から積極的な意見交換が行われました。

今回は、その前に開催された、農水産課による都市農業対策セミナーでの「事業承継」に関する研修会を受けての開催となりました。様々な課題を検討するなかで活発な意見交換が行われ、有意義な情報交換ができる貴重な機会となりました。

今回の意見交換会は、4班に分かれて課題や疑問点を出し合いが行われ、市の農政への意見を集約することなどが目的となっています。

内容については、後継者（人材）不足の原因や自分たちの置かれている立場、周囲の状況などを考え、どうしたら解決につながるのか真剣に話し合いが行われました。

最後に、高橋アドバイザーが「やめる意思を尊重することも必要かと思われる。失敗しないためには早めの対応が必要で農業経営を続けていく為には、しっかりと道筋や計画づくりを行い、家族で経営の未来についてよく話し合うことが何より大切である。」との話で締めくくっていました。

昨今の農業を取りまく環境は、資材の高騰、物価高、人手不足等厳しい状況ではありますが、さまざまな話し合いの場から1つずつ問題を改善していくことで、船橋の農業がさらに発展していくことに期待します。



〈当日のまとめ〉

課題や疑問点

- ・所得・収入が低い
- ・少子化、家族構成の変化
- ・世間は物価高なのに野菜は安い
- ・将来に期待が持てない
- ・新規就農のハードルが高い
- ・指導してくれる仕組みがない

解決策

- ・農産物価格の適正化
- ・地元農業に対する理解促進
- ・後継者の価値観や方向性を尊重する
- ・法人化を検討する
- ・周囲と同じ作物を作っているだけでは儲からないため、市場を開拓するなど…もっと勉強し、考えることが大事

編集委員：長嶋 雄一

⚠️ 暑い夏、体調管理に要注意! ⚠️



近年、体温に迫る暑さになる夏場の屋外作業は、熱中症のリスクが特に高まります。改めて予防、作業中の対策、万が一の対処法をおさらいしましょう!

☀️ 予防

前日はしっかり休養を取る、ごはんを食べる
天気予報を見て作業時間帯の確認を

☀️ 作業中

こまめな水分・塩分補給と、涼しい場所での休憩
を多くとることを忘れずに!

☀️ 熱中症かも?と思ったら...

前症状の例: 「めまい」「立ちくらみ」「汗をかかなくなる」「吐き気」など

応急処置の3ステップ

- ① すぐに作業を中断して、涼しい場所に移動
- ② 服を緩め、氷のうなどで体を冷やす
- ③ 経口補水液などで水分・塩分補給

→ 水が飲めない、応答がおかしい時は、ためらわずに救急車を呼びましょう

☀️ 編集委員の熱中症対策

● 水分・塩分補給は必ず!!

- ・ 経口補水液やスポーツドリンクを!
- ・ のどが渇く前に定期的に飲む
- ・ 塩分タブレット必須!



● 作業時間の工夫を!

- ・ 午前中は10時まで、午後は4時以降に
- ・ 気温が30℃に下がるまでは体の休養時間

● アイテムで工夫を!

- ・ 屋内外問わず空調服を(脇に扇風機)
- ・ 通気性がよく、吸汗、速乾性のある服を選ぶ

無理をして1回体調を崩すとひと夏具合が悪くなります!
我慢はダメ絶対!

生産緑地の適切な管理、できていますか?



船橋市のような住宅地に近接する都市農地には、農地を保全するだけでなく、環境・景観・防災などの機能を果たすという大切な役割もあります。

「生産緑地」とは、都市農地の中でも「農業を継続しながら都市の環境を守る」ことを目的として指定された農地のことです。

所有者は「固定資産税が農地並みに軽減される」、「相続税の納税猶予が受けられる」といったメリットに注目しがちですが、農地として維持管理することをお忘れではありませんか?

1970年代以降、都市部の農地は宅地開発によって急速に減少しました。しかし「都市の中に緑や農地を残しつつ、農業を続けられる制度を作る」という考えのもと、1991年に生産緑地法が改正され、生産緑地地区制度が始まりました。生産緑地地区に指定されると、原則として30年間農業以外の利用が制限されます。

船橋市においては1992年の生産緑地地区の指定から30年の期限を迎える2022年には、一斉に農地から宅地に転用され、土地の価格が下落する可能性がありました。しかし実際はこの年、多くの生産緑地地区が、10年間延長する制度である特定生産緑地地区に指定され、引き続き農地として維持管理されることとなったのです。

今後、大切な都市農地を後世に残していくためにも、生産緑地制度を延長する特定生産緑地地区への移行手続きや、生産緑地を相続した場合の対応、市民農園の開設事例等、何かわからないことがありましたら、農業委員会までお問合せください。

— 農地の適正な管理をお願いします —

編集委員: 金子 しのぶ

問い合わせ先: 農業委員会事務局 総務係 047(436)2745

不動産を相続したら かならず相続登記!

令和6年4月1日から義務化されました



忘れないでね!!

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

Point ①

相続したことを知った日から
3年以内に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

Point ②

義務化前の相続も対象!

※義務化前に相続したことを知った不動産は、
令和9年3月末までに登記する必要があります。

知らなかった!!



「シラナカッタスキ」





農地に関する申告書・調査票の提出をお願いします

昨年度は農水産課より「船橋市の農地についての意向調査」として調査を行いました。今年度は従来のおり農業委員会での申告・調査を行います。

船橋市内に農地を所有している方へ、農地法に基づき以下の申告書・調査票のどちらかをお送りしております。ご記入いただきましたら、同封の返信用封筒にてお早めにご返送ください。

◇ 所有地及び耕作地に関する申告書

- <対象者> ○10アール以上の農地を所有・耕作している方
○所有地に生産緑地又は納税猶予適用農地がある方

<内容> 過去に申告されました内容を印字していますので、変更箇所を修正の上、変更の有無にかかわらず提出をお願いいたします。

この申告に基づいて、農業委員会では農地法の許可や各種証明書の交付等を行っています。本申告書に従事日数等の記入漏れがある場合、証明書の即時交付ができない場合がありますのでご注意ください。

◇ 農地管理状況基礎調査票

- <対象者> ○耕作地が10アール未満の方

<内容> 農地の現在の利用・管理状況、今後の利用・管理意向を伺います。

農地の適正利用のため、ご理解・ご協力をお願いいたします。



書類が届いていない、書き方に不明点がある、等の場合は農業委員会事務局へご連絡下さい。

問い合わせ先 → **農業委員会事務局 総務係 047(436)2745**

農地利用状況調査・利用意向調査を実施します

◇ 農地利用状況調査の実施

農業委員会では9月から10月にかけて、市内の農地の利用状況調査を行います。

この調査は年1回実施することが法律で定められており、農地が適切に管理されているかを把握するために農業委員と農地利用最適化推進委員が農地を巡回します。

◇ 利用意向調査の実施

農地利用状況調査の結果、現に耕作の目的に利用されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に利用しないと見込まれる農地の所有者に対しては、令和8年1月頃に今後の農地の利用について、調査書送付、訪問等での意向調査を行います。

意向調査を受けて、意向通りに実施されているかを令和8年の秋ごろに再度現地確認を行い、実施されていない場合は農地中間管理機構と協議すべき旨の勧告を所有者等に対して行うことや、勧告を受けた農地について固定資産税の課税強化が実施されることがあります。



問い合わせ先 → **農業委員会事務局 農地係 047(436)2742**

農業者年金制度がさらに便利になりました。

2022年1月から始まった新たな年金事業(新制度)のみが対象になります。

Point 1 35歳未満で要件を満たす通常加入の方の保険料納付
下限額が2万円から1万円に引き下げられました!

2022年1月1日以降

※保険料引き下げ(保険料1万円以上)の対象者

次の①~⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①または②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または直系卑属
- ④ 認定農業者または青色申告者
- ⑤ ①または②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者



Point 2 農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がりました!
【1957年4月2日以降に生まれた方が対象】

2022年4月1日以降

- 農業者老齢年金については、65歳以上75歳未満の間で、受給時期(裁定請求する時期)を選択することができるようになりました(裁定請求せずに75歳に達した場合は、75歳から年金を受給することになりました)。
- 特例付加年金については、受給要件を満たしていればいつでも受給時期(裁定請求する時期)を選択することができるようになりました。なお、農業者老齢年金とは異なり、受給開始年齢の上限はありません。

Point 3 農業者年金の加入可能年齢の
上限が引き上げられました!

2022年5月1日以降

- 農業者年金に加入できる年齢が、20歳以上60歳未満から20歳以上65歳未満に引き上げられました(ただし、国民年金の任意加入であって農業に従事(年間60日以上)している方に限ります)。

問い合わせ先

独立行政法人 農業者年金基金 企画調整室
<https://www.nounen.go.jp>

TEL 03(5919)0332

女性農業委員 の活躍



藤家委員(左)と事務局職員の打合せ中の一枚

今年の4月15日から船橋市の対象地域にて、農水産課が地区ごとに地域計画の協議の場を順次開催しています。

地域計画が、これまでの人・農地プランとちがうのは「10年後の農地利用を話し合い、みんなで一つの地図を作る」ことです。協議の場で、各地区の農家が話し合いながら将来の意向を書き込み「見える化」するのです。この地図をもとに、分散した農地を集めながら、調整を行い、10年後の地域農業の「目標地図」を作っていきます。また、目標地図の中に位置づけられると、様々な公的支援事業の対象になります。

地域計画は農家にとって「自分たちで耕し続けるか、だれかに委ねるか」の選択の場にもなります。委ねるといっても、今すぐ権利が設定されるものではありません。農地の所有者が将来耕作しなくなった段階で引き受ければよい、というスタンスです。

とはいえ、言うは易く行うは難し。第一、10年後の状況なんて正直わかりません。ただ一方で、耕作者も所有者も必ず年をとります。遊休農地化を防ぎ、農地を生かし続けるには、備えが必要になるかもしれません。目標地図の作成は、その作成プロセスも含めて、備えるための手段になります。

地域農業の将来像を描くには、多くの地元農業者の参加はもちろん、場合によっては地元以外の関係者、関係団体、農地の規模拡大を希望する農業者の関わりが重要になると考えられます。私も協議の場に足を運び、農業委員の1人として、女性農業委員として様々な視点からできることを模索していきたいと思っております。

農業委員：藤家 雅子

千葉県肥料価格高騰緊急支援事業

肥料価格高騰の影響を受けた農業者の皆様に給付金を交付します

申請期間

令和7年6月2日(月)～令和7年8月15日(金)まで

【交付対象者】生産性向上に取り組む農業経営体

- ※ 自ら農産物の生産を行っており、農産物販売額が年間50万円以上の農業を営む者
- 申請多数の場合は給付金の額が申請額より少なくなることがあります

【給付金額】肥料価格高騰額の1/2以内を支援します。(上限10万円)

【問い合わせ先】千葉県肥料価格高騰緊急支援事務局

0120-975-335 平日 10:00～19:00 ※休業日：土・日・祝日

【詳細は専用ウェブサイトへ】 <https://jimukyoku.site/chiba/hiryoshien/>



船橋産 簡単レシピ



食べる雑穀ドレッシング

JAいちかわ船橋地区女性部
榎田 規江(飯山満町)考案

第57回船橋市農水産祭農産品評会
船橋市農業委員会会長賞受賞

材料

- 十六穀米……………大さじ2
- にんじん……………50g
- 米酢……………大さじ2
- 砂糖……………小さじ1
- オリーブオイル……………大さじ1
- 塩……………小さじ1/2
- お好みの野菜

作り方

- ①十六穀米は小鍋に入れ、かぶるくらいの水(分量外)を加え、火にかける。
やわらかくなったらザルにあげて冷ます。
- ②にんじんはおろし器等ですりおろしてビンに入れ、①の半量とAを加え、フタをしてよく振る。
- ③お好みの野菜に①の十六穀米の残りと②をかける。

編集後記

令和の米価格の高騰も6月の随意契約による政府の備蓄米放出により、適正価格に近づいてきた感があります。高騰の原因は異常気象による米の品質や収量の低下という説があるようですが、私はそれだけではなく、飼料用米・加工用米の生産が増え、主食用米の作付けが抑えられていたことも一因ではないかと考えています。国の方針に従うと同時に、米農家の自主性をもっと尊重し、主食用米の増産や市場ニーズに即した米生産に転換する時期が来てもよいのではないのでしょうか。地球温暖化の影響で、米作りをはじめ農業は大変になってきています。これまで通りのやり方では難しい局面もでてくるでしょう。今回の米騒動は、日本の主食である稲作や農業の評価を見直す良い機会になったと思います。

編集委員長：豊田 豊